

自動車安全運転センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 自動車安全運転センター
- (2) 監査対象局 警視庁

2 団体の概要

(1) 団体の概要

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）は、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に基づき、昭和50年10月に設立され、道路交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 累積点数通知業務

道路交通法上の違反を重ねたことにより違反点数が累積した者に対し、運転免許の停止処分等を受ける直前の段階に達した時に、今後の安全運転を呼び掛け、事故・違反を抑止するため累積点数等を書面で通知する業務

イ その他の業務

運転経歴証明業務、交通事故証明業務、安全運転研修業務、調査研究業務

(2) 組織

センターは、本部を千代田区二番町3番地に置き、役員11名（理事長1名、理事9名、監事1名）（うち非常勤5名）及び職員678名で構成されている。全国に51箇所の事務所を設置しており、このうち東京都事務所は、品川区東大井一丁目12番5号（警視庁鮫洲運転免許試験場内）に置かれ、職員40名で業務を行っている。

3 都との関係

都は、センターに対し、交通違反累積点数通知書作成事業補助金交付要綱に基づき、東京都事務所が行っている累積点数通知業務に係る経費について、表1のとおり平成26年度1,951万余円、平成27年度1,956万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付実績

(単位：千円)

補助事業名	補助率	平成26年度	平成27年度
交通違反累積点数通知書作成事業	対象経費の10/10 (予算の範囲内)	19,519	19,567

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成26年度(平成26.4.1～平成27.3.31)及び平成27年度(平成27.4.1～平成28.3.31)の事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 警視庁 平成28年11月7日及び同月10日
 (2) センター 平成28年11月7日及び同月9日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

センターが行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

東京都事務所が行っている交通違反累積点数通知業務に係る人件費に対し、表2のとおり補助している。

(表2) 交通違反累積点数通知業務実績等

摘要		平成25年度	平成26年度	平成27年度
業 務 実 績 等	通知業務に従事している職員数	6名	6名	6名
	上記職員にかかる人件費	37,039千円	37,118千円	38,890千円
	通知件数	112,995件	105,512件	105,768件
補助金額 (注)		17,575千円	19,519千円	19,567千円

(注) 補助金額は、1通あたりの通知業務を行うために必要な直接人件費(単価185円)に、発送通知件数を乗じて算定している。

なお、平成25年度の補助金額は、発送通知件数が予算の見込み通知件数を超えたため、予算の範囲内で補助金を交付した。